

消費税率引上げ分に係る地方消費税交付金の使途に関する説明書

平成24年8月に消費税法及び地方税法等が改正され、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が5%から8%に引き上げられ、令和元年10月1日からは8%から10%へ引き上げられました。この引上げ分に係る地方消費税交付金については、すべて「社会保障施策に要する経費(事務費や事務職員の人件費等は除く)」に充てることとされています。

本町の令和4年度決算における上記経費及び充当状況は次のとおりです。

(1) 令和4年度地方消費税交付金決算額について 単位:千円

款	項	決 算 額
7 地方消費税交付金	1 地方消費税交付金	139,739 (うち社会保障財源化分 77,429)

(2) 令和4年度社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費について

単位:千円

事業区分		経費	財源内訳				
			国道支出金	地方債	その他	一般財源	うち地方消費税交付金(社会保障財源化分)
社会福祉	障害者福祉	160,516	115,302			45,214	7,017
	高齢者福祉	0				0	0
	児 童 福 祉	69,849	33,339		507	36,003	5,587
	母 子 福 祉	3,414	188			3,226	501
社 会 保 険		164,504	42,598			121,906	18,917
保 健 衛 生		328,090	5,898	29,000	568	292,624	45,407
合 計		726,373	197,325	29,000	1,075	498,973	77,429

障害者福祉 :障害福祉給付事業、地域生活支援事業、自立支援関連事業など

高齢者福祉 :高齢者生活支援事業、老人措置事業など

児 童 福 祉 :子育て支援対策事業、こども園関連事業など

母 子 福 祉 :母子保健事業、母子栄養改善事業など

社 会 保 険 :国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計への繰出金

保 健 衛 生 :町立病院負担金、各種医療費助成事業、予防接種・がん検診事業など